

# みんなでささえる 国保会計



## ～ 70歳から74歳の国保加入者の方へ ～

平成25年3月末まで窓口負担が1割に据え置かれます。

医療制度改革の経過措置により、平成24年4月から一般の方は窓口負担を2割とすることとされていましたが、再度の経過措置により平成24年4月から平成25年3月までの1年間、1割に据え置かれることになりました。

※現役並み所得者の方の窓口負担は、これまでどおり3割のままです。

なお、支払っていただく医療費のひと月あたりの限度額についても、これまでどおり据え置かれます。

### ■自己負担限度額(月額)

世帯区分	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者 ※1	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 多数該当の場合は44,400円 ※4
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※3		15,000円

※1 住民税の課税標準額が145万円以上の方、および課税標準額が145万円以上の70歳以上の方と同一世帯に属する方

※2 世帯主および世帯全員が住民税非課税の方

※3 低所得で、さらに各所得が必要経費(年金所得は控除額を80万円で計算)を差し引いたときに0円となる世帯の方

※4 多数該当とは、過去12カ月以内に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降が該当

### ■受給者証の有効期限について

有効期限は平成24年7月31日までとなっています。8月以降の受給者証については、負担区分を判定しなおします。

なお、平成24年7月31日までに75歳の誕生日を迎える方については、有効期限が誕生日の前日までとなっています。

## ～ 高額な外来診療を受ける方へ ～

平成24年4月1日から『認定証』などを提示すれば、病院などの窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんはその額をお支払いいただいていたが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

詳しい内容は16ページに掲載しています。

○お問い合わせ 【本 庁】健康福祉課 国保係 ☎43-2116(直通)  
【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(直通)